令和６年度

第２回五泉市国民健康保険運営協議会議案書

と　き　令和６年１２月１８日（水）　午後１時１５分

ところ　五泉市役所　５階　第２委員会室

特定健診

第２回五泉市国民健康保険運営協議会次第

１．開　　会

２．あいさつ　　小林会長

田邊市長

３．議　　事

（１）会議録署名委員の指名

（２）報告第４号

五泉市国民健康保険条例の一部改正等について

（３）議第１号

令和７年度五泉市国民健康保険税の税率について

４．そ の 他

５．閉　　会

報告第 ４ 号

五泉市国民健康保険条例の一部改正等について

１．五泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例
（令和６年９月定例市議会）

（改正内容）

国民健康保険法の改正により、被保険者証が廃止されるため、被保険者証の返還等に関する罰則規定について改正したもの

（新旧対照表）

新
第１条～第６条　（略） （保健事業） 第７条　市は、法第72条の５に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 （１）～（４）　（略） 第８条・第９条（略） 第10条　市は、世帯主が法第９条第１項若しくは第５項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。 第11条～第13条　（略）

旧
第１条～第６条　（略） （保健事業） 第７条　市は、法第72条の４に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。 （１）～（４）　（略） 第８条・第９条（略） 第10条　市は、世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、10万円以下の過料に処する。 第11条～第13条　（略）

２．令和６年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
（令和６年９月定例市議会）

（補正内容）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ７億８，９０８万７千円を追加し、歳入歳出予算総額を５３億９，６２５万円とした。

補正の主な内容については、歳入では市町村の保険給付に要した費用に対し交付される保険給付費等交付金（普通交付金）６億６，８５５万６千円、令和５年度の繰越金が確定したことにより繰越金８，１６２万１千円を追加した。

歳出では県からの本算定通知額により保険給付費６億６，８５５万６千円、財政調整基金積立金１億１，５３２万４千円を追加した。

議第　１　号

令和７年度五泉市国民健康保険税の税率について

令和7年度五泉市国民健康保険税の税率について

令和7年度の国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率並びに額は下記のとおり据え置くものとする。

1　医療給付費分

	令和6年度	令和7年度
所得割率	8.39%	8.39%
均等割額	20,800円	20,800円
平等割額	27,100円	27,100円

2　後期高齢者支援金分

	令和6年度	令和7年度
所得割率	2.83%	2.83%
均等割額	11,800円	11,800円

3　介護納付金分

	令和6年度	令和7年度
所得割率	2.56%	2.56%
均等割額	13,700円	13,700円